

荒川区発注工事における現場代理人の兼任に関する基準

平成27年4月23日制定
(管理部長決定)
平成28年5月24日一部改正
令和5年1月26日一部改正
令和7年1月1日一部改正

(目的)

第1条 この基準は、荒川区工事請負契約書約款で規定する現場代理人の兼任を認める場合の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、「単価契約による工事」とは、維持修繕工事等の点在性、小規模性等の特殊性により、一般の請負工事により難いため、工事別単価契約によって施行する請負工事をいう。

(兼任を認める対象工事)

第3条 次に掲げる要件を全て満たす工事は、合計で2件まで(単価契約による工事については件数に含めないものとする。)現場代理人を兼任することができる。ただし、発注者が工事内容や工事の時期、工事現場の状況などから同一の現場代理人が管理することが適当でないと判断した場合は、兼任を認めないものとする。

(1) いずれも荒川区が発注した工事であること(荒川区以外の発注工事との兼任は認めない。)

(2) 工事の現場がいずれも荒川区内であること。

(3) いずれも契約金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満の工事であること。ただし、単価契約による工事については、契約金額の上限は設定しない。

2 前項に規定する場合のほか、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)に基づき次の各号のいずれかに該当し、技術者の兼任が区から認められた場合は、現場代理人を兼任することができる。

(1) 専任を必要とする主任技術者の兼任が認められた工事。ただし、監理技術者には適用しない。

(2) 同一または複数の発注者が発注し、同一の建設業者と締結した契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)について、これら複数の工事を1件の工事とみなして、同一の主任技術者または監理技術者が当該複数工事全体を管理することが認められた場合。

(兼任を認める際のその他の条件)

第4条 前条に規定する工事において、次の要件を全て満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

(1) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。

(2) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること。

(3) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

(兼任に関する手続)

第5条 現場代理人の兼任を希望する受注者は、兼任が発生する工事の契約時に「現場代理人兼任届」を工事主管課に提出しなければならない。

(契約変更時の取扱い)

第6条 現場代理人を兼任する工事において、契約変更により第2条第1項第3号に定める契約金額以上になった場合についても、引き続き現場代理人を兼任することができる。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事請負契約について適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和7年1月1日から適用する。